

伊勢市立佐八小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月2日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させます。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

(ア) つながりあえる学校集団を目指し、児童が主体となって行う活動の機会を年間通じて設けます。

○学校行事（春の遠足・委員会発表・縦割り班集会・学年発表会など）を通じた異学年交流の実施

○指導計画に基づき人権教育にかかる意見交流や話し合い活動を年間通じて行い、その発表の場として人権集会を開催します。

○毎月の生活目標への反省と意見交流

○あいさつ運動や情報交換

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動を目指します。

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進します

○実態に応じたわかる授業の展開

○生活や総合学習での異学年交流の充実

○児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

○児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

○校内の授業研究会の実施

(イ) 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。この考え方のもと、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自分とともに

に他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努めます。

(ウ) 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動の充実

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、認められる自分が存在するを感じさせ、自尊感情を育みます。

(エ) 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫します。

(オ) 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成します。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行います。

(カ) 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、学校便りや懇談会等で保護者への理解を促すとともに、学校評議員の制度を活用し、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進めます。

(キ) インターネット上のいじめ防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを指導します。

また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を啓発します。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感性を身に付けます。

イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には学年部や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、全職員で当該児童を見守ります。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。

エ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指します。また、それに加えて年2回のQU（よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート）を実地し、学級経営の改

善や児童理解に生かします。

また、その内容について職員会議等での児童の情報交換の場で情報を共有し、職員全体で組織的に見守っていきます。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたります。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が情報を共有した上で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導します。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行います。

カ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事態であると判断されたいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア 中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守っていきます。

イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすようにします。

ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討します。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導部委員会」を設置します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当教諭 低中高学部より各1名、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査及び職員間での情報交換、教

育相談等)

- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

定例会を6月・9月・2月に開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催します。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要する生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告します。また、状況によってはいじめ問題対策委員会を開催し迅速な対応を行います。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処します。

いじめ問題対策委員会参加メンバーは以下の通りです。

【校長、教頭、生徒指導担当教諭 低中高学部より各1名、養護教諭、PTA会長、スクールカウンセラーなど】

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。